

# 若者も高齢者も安心できる年金と雇用を

## 請願趣旨

今や労働者の4割は非正規雇用です。若者の間ではフリーランス志向も強まっています。この状況を、政府は「多様で柔軟な働き方」<sup>1</sup>として評価していますが、現在の年金制度では、非正規やフリーランスの老後は大変です。賃金・報酬は低く、退職金もなく、貯蓄できずに老後を迎えると、頼みの綱の年金は低額です。保険料が払えず無年金となる人も少なくありません。

すべての人の老後を支えるため、公的年金の改善が必要ですが、この間行われてきたのは、支給開始年齢の引き上げや、支給額の引き下げの仕組みの導入などの年金改悪です。

高齢になっても安心して暮らし、退職か、働くかを主体的に選べるようにするため、全額国庫負担の「最低保障年金制度」が必要<sup>2</sup>です。また、働く場合は「同一労働同一賃金」の待遇と安全に働ける労働条件が保障されるべきです。

公的年金と高齢者雇用にかかわって、以下の事項の実現を求めます。

## 請願項目

### 1. 年金について

- ①年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。
- ②65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。
- ③全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急<sup>3</sup>に実現すること。  
当面、基礎年金の国庫負担分3.3万円/月を全ての高齢者に支給すること。
- ④年金支給は隔月でなく、国際標準である毎月支給とすること。
- ⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実をはかること。

### 2. 高齢者雇用について

- ①年金の支給開始年齢と定年年齢は接続させるもの<sup>4</sup>とすること。  
ただし、過密・過重労働、夜勤交替制労働など心身の負荷が高い業務については、60歳からの減額なしの特別支給制度を創設すること。
- ②定年や年齢を理由とした一方的な賃金の引き下げを禁止し、労働者の経験と職務に応じた「同一労働同一賃金」を順守させること。
- ③継続雇用者を65歳以降、業務委託に切り替える「創業支援等措置」は廃止すること

※この署名は国会請願以外の目的では使用しません。氏名・住所の記入欄に「同上」「〇」は不可、住所は番地まで記入をお願いします。

氏名	住所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル  
TEL (03) 5978-2751 FAX (03) 5978-2777

取扱団体